前条第一項	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十月一日）	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百七十号）の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附　則

この省令は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第三百五十四号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針を次のように定める。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、第１の二の１の⑷中「及び医療介護総合確保推進法第３条の規定（同法附則第１条第２号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法第６条の２第３項並びに」とあるのは「及び」とし、同条第六号に掲げる規定の施行の日までの間は、第２の二の２の⑴中「第８条第24項」とあるのは「第８条第23項」とする。

平成二十六年九月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針

目次

はじめに
第１　地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項
　一　医療及び介護の総合的な確保の意義
　二　医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方
　　１　基本的な方向性
　　⑴　効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築
　　⑵　地域の創意工夫を活かせる仕組み
　　⑶　質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進
　　⑷　限りある資源の効率的かつ効果的な活用
　　⑸　情報通信技術（ＩＣＴ）の活用
　　２　行政並びに医療・介護サービス提供者及び利用者の役割
　　⑴　行政の役割
　　⑵　サービス提供者等の役割
　　⑶　サービス利用者の役割
第２　医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項
　一　医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の整合性の確保等
　二　都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等
　　１　平成30年度以降対応すべき事項
　　⑴　計画の一体的な作成体制の整備
　　⑵　計画の作成区域の整合性の確保
　　⑶　基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保
　　２　平成30年度までの間に取り組むべき事項
　　⑴　第６期市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画における医療及び介護の総合的な確保
　　⑵　地域医療構想における医療及び介護の総合的な確保
第３　都道府県計画及び市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項
　一　都道府県計画及び市町村計画の作成に関する基本的な事項
　　１　都道府県及び市町村の関係部局相互間の連携
　　２　関係者の意見を反映させる仕組みの整備
　二　都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
　　１　医療介護総合確保区域
　　２　医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間
　　⑴　目標の設定
　　⑵　目標の達成状況
　　⑶　計画期間
　　３　目標達成のために実施する事業の内容、費用の額等
　　⑴　事業の内容
　　⑵　事業に要する費用の額
　　⑶　事業の実施状況
　　４　事業の評価方法
　　⑴　関係者からの意見聴取等の状況
　　⑵　事後評価の方法
　三　都道府県計画及び市町村計画の整合性の確保
　四　他の計画との関係
　五　都道府県計画及び市町村計画の提出等
第４　公正性及び透明性の確保その他基金を充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項
　一　基金に関する基本的な事項
　　１　関係者の意見が反映される仕組みの整備並びに公正性及び透明性の確保
　　２　基金と報酬（診療報酬及び介護報酬）等との関係
　　３　基金を充てて実施する事業の評価の仕組み
　　⑴　国における取組
　　⑵　都道府県における取組
　　⑶　市町村における取組
　二　基金を充てて実施する事業の範囲
　　１　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
　　２　居宅等における医療の提供に関する事業
　　３　介護施設等の整備に関する事業
　　４　医療従事者の確保に関する事業
　　５　介護従事者の確保に関する事業
　　６　その他の事業

はじめに

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）に基づく措置として、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）が成立した。